

平成20年9月16日

さいふ
西部瓦斯株式会社のガス料金引き下げ届出等について

本日付けをもって、西部瓦斯株式会社から経済産業大臣に対して、ガス事業法第17条第4項の規定に基づく供給約款の変更の届出がなされたところ、概略は別紙のとおりです。

なお、併せて同法第17条第7項の規定に基づく選択約款及び同法第22条第2項の規定に基づく託送供給約款の変更の届出もなされました。

今般届け出られた各種料金は、11月1日から適用されるものとして届出がなされています。

(お問い合わせ先)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部

ガス市場整備課長 畠山

担当者：伊藤(篤)、鈴木

電話：03-3501-1511(内線4751~6)

03-3501-2963(直通)

西部瓦斯株式会社のガス料金引き下げ届出等について

平成20年9月16日
資源エネルギー庁
ガス市場整備課

9月16日付けをもって、西部瓦斯株式会社から経済産業大臣に対して、ガス事業法第17条第4項の規定に基づく供給約款の変更の届出がなされたところ、概略は以下のとおりです。

なお、併せて同法第17条第7項の規定に基づく選択約款及び同法第22条第2項の規定に基づく託送供給約款の変更の届出もなされました。

今般届け出られた各種料金は、11月1日から適用されるものとして届出がなされています。

1. 主要な届出のポイント

供給約款（小口部門における標準的な料金メニュー）のポイント

小口部門の平均引き下げ率（規制部門全体の平均的な引き下げ率）： 0.53%
うち、供給約款料金の引き下げ率： 0.31%

標準家庭（23m³/月）のガス料金負担軽減額：23円
5,975円/月（改定前：5,998円/月） 税込み

1. 小口部門とは、年間10万m³（46MJ換算）以上で大口契約を結んでいる需要家を除く。
2. 標準家庭ガス料金は、家庭用1件当たり平均使用量/月（2001年度～2005年度の5ヶ年平均）に基づき算定。

2. 主な約款の改定概要について

1. 供給約款の改定概要

税込み（ただし、平均改定率は税抜き）

適用区分 (46.04655MJ)		月間使用量	基本料金 (円/月)	単位料金 (円/m ³)
料金表A	新料金	0m ³ から 15m ³ まで	871.50	227.03
	現行料金	0m ³ から 15m ³ まで	871.50	228.04
料金表B	新料金	15m ³ をこえ 30m ³ まで	1,092.00	212.31
	現行料金	15m ³ をこえ 30m ³ まで	1,092.00	213.32
料金表C	新料金	30m ³ をこえ 100m ³ まで	1,501.50	198.66
	現行料金	30m ³ をこえ 100m ³ まで	1,501.50	199.67
料金表D	新料金	100m ³ をこえる場合	2,068.50	192.99
	現行料金	100m ³ をこえる場合	2,005.50	194.63
標準家庭（23m ³ /月）のガス料金負担軽減額：23円（0.38%） 平均改定率：0.31%				

2. 選択約款の改定概要

既存の選択約款について、現行料金を平均で 1.01%引き下げます。

(参考1) 託送供給約款の概要

託送供給料金は、大口モデル需要で現行料金を平均で 4.69%引き下げます。

(参考2) 西部瓦斯(株)の概要

(1) 設立年月日	昭和5年12月1日
(2) 社長	田中 優次
(3) 本社所在地	福岡県福岡市博多区千代1-17-1
(4) 資本金	206億29百万円
(5) 従業員数	1,589人
(6) 供給区域	福岡県、熊本県、長崎県の16市17町
(7) 需要家数	1,131千戸
(8) ガス販売量	858百万m ³ /46.0465MJ
(9) ガス売上高	1,000億円

(平成20年3月末現在)
(出所：西部ガス(株)HP等)